

令和7年度 第2回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和7年5月9日（金）午後3時10分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員（11名）	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邊 由佳 委員	8番 清水 武敏 委員
		10番 中村 弘明 委員	11番 藏本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員（1名）	9番 横川 力 委員			
出席推進委員（7名）	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員
	17番 伊藤 文夫 推進委員	18番 岡本 章 推進委員		20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員（1名）	19番 音田 孝好 推進委員			
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提案議案	第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第6号議案 非農地の現況証明について 第7号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について			
報告事項	なし			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局	それでは定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第2回農業委員会の定例総会を開会します。 はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。 本日の先導役は、議席番号3番の尾川寛信委員です。よろしくお願いします。 (農業委員会憲章の唱和) ご着席ください。 それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。 (長谷川会長あいさつ 中略) ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。 農業委員の現員数12人に対し、ただ今の出席委員は11人であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。
2 議事録署名委員の指名	尾川委員 事務局 長谷川会長 事務局 長谷川会長 (議長)	(農業委員会憲章の唱和) ご着席ください。 それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。 (長谷川会長あいさつ 中略) ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。 農業委員の現員数12人に対し、ただ今の出席委員は11人であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。 日程2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、議席番号1番の上海政信委員、議席番号2番の下田健一委員、両名を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお、会議書記におきましては、事務局にお願いを致します。
3 議事 議案第5号 農地法第3条の規定による許 可申請について	(議長) 事務局	本日は、報告事項はございません。日程3.議事に移ります。議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より説明してください。 会議書2頁です。議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。

	<p>(資料は 2-2 頁)</p> <p>番号 1 謙渡人は、大阪市の●●。謙受人は、宮内●●。土地の所在は、大字下浅津地内の記載の 7 筆です。地目は、——番が台帳、現況、利用状況 いずれも畠。——番が台帳 田、現況、利用状況は畠。その他 5 筆は、台帳、現況、利用状況 いずれも田です。面積は各々、記載のとおりです。権利取得後の経営面積は、3,089 アールで、売買による所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、2-2 頁が航空写真の位置図です。左側に赤色で 1 から 7 と示しています。</p> <p>再度、2 頁をお願いします。</p> <p>(資料は 2-3 頁～2-6 頁)</p> <p>番号 2 謙渡人は、東大阪市の●●。謙受人は、水下●●。土地の所在は、大字水下——。地目は、台帳、現況、利用状況 いずれも田。面積は 304 m²です。</p> <p>次の 2-1 頁に続きます。</p> <p>大字水下——と——。地目は、台帳、現況、利用状況 いずれも田。面積は記載のとおりです。大字水下——。地目は、台帳、現況、利用状況 いずれも田。面積は 1,590 m²です。はわい長瀬——。地目は、台帳、現況、利用状況 いずれも畠。面積は 1,260 m²です。はわい長瀬——と——。地目は、ともに台帳、現況、利用状況 いずれも畠。面積は記載のとおりです。大字田後——。地目は、台帳、現況、利用状況 いずれも畠。面積は 504 m²です。大字久留——。地目は、台帳、現況、利用状況 いずれも畠。面積は 360 m²です。権利取得後の経営面積は、2 頁に記載していますが、116 アールで、親族間の贈与による所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、2-3 頁が大字水下地内の 4 筆の航空写真の位置図です。赤色で 1 から 4 と示しています。次の 2-4 頁がはわい長瀬地内の 3 筆の航空写真の位置図です。赤色で 5,6,7 と示しています。次の 2-5 頁が大字田後地内の 1 筆の航空写真の位置図です。左側に赤色で 8 と示しています。次の 2-6 頁が大字久留地内の 1 筆の航空写真の位置図です。中央少し下付近に赤色で 9 と示しています。</p> <p>以上、この 2 件の申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのはうから質疑はございますか。</p>
	(議長)

議案第 6 号 非農地の現況証明について	山田委員 事務局 山田委員 (議長)	<p>番号 1 の案件について、譲渡人●●は、これら土地を処分されたということですか。</p> <p>今後、売買により処分したいという申請になります。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり議決致します。</p>
	(議長)	<p>次に、議案第 6 号「非農地の現況証明について」を議題とします。事務局より説明してください。</p>
	事務局	<p>会議書 3 頁です。議案第 6 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁～3-3 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、はわい長瀬●●。土地の所在は、はわい長瀬——。地目は台帳 畑、現況 雜種地。面積は 19 m²です。申請地及び周辺に水源がないことにより、耕作ができなくなり、昭和 60 年頃には更地状態にして、現在に至っているものです。</p> <p>頁をめくっていただき、3-1 頁が航空写真的位置図です。中央少し左付近に、小さく、赤色で示している箇所です。小さくてわかりにくいので、青色矢印を付けています。</p> <p>頁をめくっていただき、3-2 頁が現地の写真です。東側から撮影していますが、左側の写真は少し遠くから撮影、右側の写真は近くから撮影したものです。次の 3-3 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地部分を黄色で示しています。また、申請地周辺の地目も記載していますのでご確認ください。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 3 番の尾川寛信委員より報告をしてください。</p>

議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について	(議長)	なっています。これを農地として復元することは困難な状況です。よって、非農地として認める ことに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。
		以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。質疑を行います。皆さんのはうか ら質疑はございますか。
		周囲は宅地で、この農地だけが残っていたということですか。
		理由までは不明ですが、そういう理解で良いと思います。
		わかりました。
	(議長)	その他に質疑はございますか。
		質疑がないようですので、質疑は終結し、採決を行います。議案第 6 号「非農地の現況証明に ついて」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(議長)	《全員挙手》
		全員の方が挙手であります。よって、議案第 6 号「非農地の現況証明について」は、原案のと おりに議決致します。
		次に、議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。なお、本議 案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がござい ます。お諮りをします。議席番号 12 番の山上真治委員より申請の農地番号 1,2 の案件を先に分 割審議することにご異議はございませんか。
		(「異議なし」の声)
		異議なしと認め、農地番号 1,2 の案件を先に分割審議することとします。それでは、山上真治 委員は退席してください。
	事務局	(12 番 山上真治委員 退席)
		山上真治委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 7 号「農用地利用集積等促 進計画の策定について」のうち、分割審議の案件、農地番号 1,2 の案件について、事務局より説 明してください。
		会議書 4 頁です。議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。
		次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する 法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。
		(資料は、4-1 頁)

	<p>4-1 頁、農用地利用集積等促進計画案、利用権設定関係です。</p> <p>まずは、分割審議案件です。議席番号 12 番の山上真治委員関連です。農地番号 1 と 2 です。地権者は、倉吉市の●●と長江の●●。土地は、はわい長瀬地内の記載の 2 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに 9 年 7 ヶ月で、無償です。耕作者は、田後の株式会社●●で、新規契約です。議席番号 12 番の山上真治委員関連の分割審議案件の説明は以上です。</p> <p>(議長) 説明が終わりました。分割審議案件の農地番号 1,2 の案件について、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議している農地番号 1,2 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、農地番号 1,2 の案件は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>それでは、退席している山上真治委員に入っていただきます。</p> <p>(12 番 山上真治委員 着席) それでは、山上真治委員の着座を確認しましたので、審議を続けます。議案第 7 号の分割審議以外の案件について、事務局より説明をしてください。</p> <p>事務局 分割審議以外の案件について、説明します。</p> <p>農地番号 3、地権者は、下浅津の●●。土地は、下浅津地内の記載の 1 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに 4 年 7 ヶ月で、無償です。耕作者は、上浅津の●●で、新規契約です。</p> <p>農地番号 4、地権者は、長江の●●。土地は、田後地内の記載の 1 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに 4 年 7 ヶ月で、無償です。耕作者は、倉吉市の株式会社●●で、新規契約です。分割審議以外の案件の説明は以上です。</p> <p>(議長) 説明が終わりました。これより質疑を行います。分割審議以外の案件について、皆さんのほうから質疑はございますか。</p>
--	---

4 その他	<p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。議案第7号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第7号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、原案のとおり意見決定を致します。以上で議事を終わります。</p> <p>それでは、日程4.その他に移ります。</p> <p>(1) 6月定例総会の日程について、説明してください。</p> <p>○6月定例総会の日程について</p> <p>6月10日(火)午後3時～</p> <p>現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理</p> <p>④ 山田隆雄 委員、⑥ 山下和子 委員、⑯ 岡本 章 推進委員</p> <p>(2) 6月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○6月農家相談会の日程について</p> <p>今年度予定の年8回の農家相談会の始まりです。</p> <p>6月19日(木)午前9時～正午</p> <p>担当：⑫山上真治 委員、①土海政信 委員、⑬赤井 保 推進委員</p> <p>(3) 令和7年度湯梨浜町農業委員会活動計画「6月計画」について、説明してください。</p> <p>○令和7年度湯梨浜町農業委員会活動計画「6月計画」にあげている事業について</p> <p>*「タブレット操作確認」6月10日(火)定例総会終了後</p> <p>…実施の必要性 可否 ⇒実施することに決定</p> <p>※農地パトロール班編成(案)⇒農地対策部会長を中心に決定</p> <p>*先ほどの建議書の回答説明を受けて、次の建議書の内容検討をする計画が、まずは6月計画にあがっています。</p> <p>「農政・担い手部会」(定例総会別日開催)：主に建議内容</p> <p>…部会長・副部会長において日程案を決定⇒事務局連絡、会場確保⇒部会員に通知</p> <p>「農地対策部会」(定例総会別日開催)：主に建議内容</p> <p>…部会長・副部会長において日程案を決定⇒事務局連絡、会場確保⇒部会員に通知</p>
-------	--	---

		⇒両部会とも 6 月下旬を目途に調整する。 その他に事務局からはございますか。 ありません。 その他に皆さんから何かございますか。 無いようですので以上で終わります。
5 閉会	(議長)	皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和 7 年度第 2 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。 (閉会 午後 3 時 56 分)